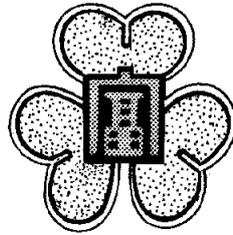


富田中学校

スクールライフ



四日市市立富田中学校

〒510-8011 三重県四日市市東茂福町4番19号

TEL 059-365-4118 / 361-0100

URL <http://www.yokkaichi.ed.jp/tomichu/>

平成30年4月

1年	組	番	名前
2年	組	番	
3年	組	番	

「スクールライフ」は学校生活や校外生活についての規則などをまとめたものです。

目次

1. 校訓・めざす生徒の姿	p. 1
2. 日課表・教育課程	p. 2、3
3. 学校生活のきまり	p. 4
4. 校外生活について	p. 5
5. 生徒心得	p. 6
6. 部活動について	p. 7
7. 生徒会について	p. 8
8. 通学について	p. 9
9. 暴風警報・東海地震注意報・東海地震警報が発令されたり、解除されたりした場合 の生徒の登校について	p. 10、11
10. 欠席・出席停止・忌引きについて	p. 12
11. 物品の取扱先について	p. 13

四日市市立富田中学校校歌

作詞 武島 羽衣

作曲 伊藤 亘行

- | | |
|---|---|
| 1. 青松白砂つらなりて
眺望まれなる伊勢湾の
勝地を占めし学校に
通ふ我等は幸多し | 2. 雄姿横たふ鈴鹿山
常に無言の師と仰ぎ
高き雄々しき心もて
人たる道を踏みゆかむ |
| 3. 夕風清き富田浜
寄せて返りて撓みなき
浪のすがたを鑑とし
学びの業にいそしまむ | 4. あ、大鵬の空翔ける
翅の如く身を鍛へ
目指すは正義又文化
我等の意気は天を衝く |

1. 校訓・めざす生徒の姿

【富田中学校校訓】

友愛

「友愛」教育の深化

「とも」を愛する生徒

「友」を愛する生徒

友人と仲良く

「共」を愛する生徒

規範を守って共に生きる

「知」を愛する生徒

知的好奇心を育てる



日課表

四日市市立富田中学校

	平常5限	平常6限	T5日課	T6日課
職朝開始	8:20	8:20	8:20	8:20
職朝終了	8:28	8:28	8:28	8:28
朝読書開始	始業 8:30	始業 8:30	始業 8:30	始業 8:30
朝読書終了・学活開始	8:40	8:40	8:40	8:40
朝学活終了	8:45	8:45	8:45	8:45
	8:50	8:50	8:50	8:50
1 限	9:40	9:40	9:35	9:35
	9:50	9:50	9:45	9:45
2 限	10:40	10:40	10:30	10:30
	10:50	10:50	10:40	10:40
3 限	11:40	11:40	11:25	11:25
	11:50	11:50	11:35	11:35
4 限	12:40	12:40	12:20	12:20
昼食	12:45	12:45	12:25	12:25
	13:05	13:05	12:45	12:45
休憩	13:20	13:20	13:00	13:00
	13:25	13:25	13:05	13:05
5 限	14:15	14:15	13:50	13:50
	14:20		13:55	
	清掃	14:25	清掃	14:00
	14:30		14:05	
	14:35		14:10	
	富中タイム	6限	富中タイム	6限
	14:45		14:20	
	短学活		短学活	
	14:55		14:30	
		15:15		14:45
		15:20		14:50
		清掃		清掃
		15:30		15:00
		15:35		15:05
		富中タイム		富中タイム
		15:45		15:15
		短学活		短学活
		15:55		15:25

年間の主な行事／1学年

4月	入学式、発育測定、健康診断 P T A総会（授業参観） 家庭訪問	10月	中間テスト 中体連新人大会、授業公開週間
5月	家庭訪問、中間テスト 土曜授業、自然教室	11月	P T A古紙回収、期末テスト 土曜授業、文化祭
6月	授業公開（土曜）、期末テスト 防災教室、交通安全教室	12月	三者懇談会 終業式
7月	三者懇談会 終業式、中体連地区予選大会	1月	（冬期休業 12/24～1/7） 始業式、実力テスト、土曜授業
8月	（夏季休業 7/21～8/31）	2月	学年末テスト
9月	始業式、実力テスト、体育祭、 土曜授業・P T A奉仕作業	3月	3年生に贈る会、卒業式 修了式

平成30年度教育課程

◎ 1年

A日課を18時間

B日課を17時間

<A日課>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
教科名	国	国	国	国	社	社	社	数	数	数	数	理	理	理	英	英	英	英	音	音	美	技・家	技・家	体	体	体	総	道	学
週時間数	4			3			4			3			4			1	0.5	1	2		3			1	1	1			
年間時間数	140			105			140			105			140			35	18	35	70		105			35	35	35			

<B日課>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
教科名	国	国	国	国	社	社	社	数	数	数	数	理	理	理	英	英	英	英	音	美	美	技・家	技・家	体	体	体	総	道	学
週時間数																			0.5										
年間時間数																			17										

・音楽→総合 8時間

・美術→総合 7時間

◎ 2年

週時数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
教科名	国	国	国	国	社	社	社	数	数	数	理	理	理	理	英	英	英	英	音	美	技・家	技・家	体	体	体	総	総	道	学
週時間数	4			3			3			4			4			1	1	2		3			2		1	1			
年間時間数	140			105			105			140			140			35	35	70		105			70		35	35			

◎ 3年

週時数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
教科名	国	国	国	社	社	社	社	数	数	数	数	理	理	理	理	英	英	英	英	音	美	技・家	体	体	体	総	総	道	学
週時間数	3			4			4			4			4			1	1	1		3			2		1	1			
年間時間数	105			140			140			140			140			35	35	35		105			70		35	35			

学校生活のきまり

このきまりは、秩序ある学びの場をつくるために定めた規則です。

1 出欠について

- ・登校は、始業時刻の8時30分の5分前、8時25分に間に合うように余裕を持って行う。
- ・欠席、遅刻、早退する場合は、必ず保護者が事前に学校へ連絡する。

2 登校後の外出について

- ・登校後の外出は、必ず許可を得る。

3 通学について

- ・登下校は原則として徒歩通学とする。自転車通学は、学校の許可を受けた地域の生徒に限る。

4 服装について

冬服

- ・規定の学生服およびセーラー服。
⇒制服の下に着る服は無地で華美でないものとする。
<例： 体操服（半袖・長袖）、黒、灰、白色トレーナー等>

夏服

- ・白の開襟シャツ、カッターシャツ、ブラウスと学生ズボンおよび夏スカート。
⇒シャツの下に着る服は無地で華美でないものとする。
<例： 半袖体操服、白色Tシャツ（ワンポイント）、白色キャミソール 等>
⇒部活Tシャツは禁止とする。

名札

- ・規定の名札を左胸につける。
⇒忘れたら先生に申し出て、紙名札をつけること。登下校中はつけなくてもよい。

体操服

- ・夏服…半袖体操服・部活Tシャツなどをハーフパンツの中に入れる。（終日）
- ・冬服…校舎内ではウインドブレーカーを着用しない。（12～3月は移動時のみ認める）

ベルト

- ・紺・茶・黒で無地の物で華美でないものを着用すること。

くつ

- ・運動（体育の授業）に適したシューズとする。
- ・雨天時は、状況に応じたくつとする。

くつ下

- ・キャラクター等の入った派手な靴下は禁止とする。
- ・黒・紺・白・灰を基調としたものが望ましい。

その他

- ・冬服から夏服、夏服から冬服への衣替えは、個人の判断で行う。
- ・男子の制服については、ボタン・カラーをはずして着てはいけない。
- ・女子のスカート丈は、膝がかくれる程度とする。

- ・女子のスカーフは正しく結ぶこと。短くしたりすることは認めない。

防寒

規定のウィンドブレーカー、手袋、マフラー等、必要に応じて登下校に着用してもよい。

◎ウィンドブレーカーに関して

- ・登下校時に着用期間の規定はなし。年間通して認める。
- ・ウィンドブレーカーの着脱は昇降口が望ましいが、教室での着脱も認める。
- ・教室間移動時は原則12月から3月までのみ着用を認める。
- ・教室内でひざかけとして使用することも上記の期間で可とする。
- ・職員室入室時は、脱ぐ必要はない。
- ・登下校時、着用は上下または上着のみの着用を認める。また、集会、行事など教師が許可したときも、これを認める。
 - ※上半身が詰め襟、またはセーラーで、下半身がウィンドブレーカーは認めない。また、学生服の下にウィンドブレーカーをはくことを禁止する。
 - ※体操服の場合は、上半身体操服、下半身ウィンドブレーカーを認める。

◎防寒具に関して

- ・ストッキング・タイツは黒のみ着用を認める。
 - ⇒レギンス、トレンカは素足が出るので認めない。
- ・マフラー、ネックウォーマー、手袋などは登下校時のみ着用を認める。

5 頭髪について

- ・学校生活に適する髪型とする。
 - ⇒染色、アクセサリー等不必要な手入れや飾りはしないこと。
 - ⇒ツーブロック、ソフトモヒカン、アシンメトリなど、奇抜な髪型も禁止とする。
 - ⇒髪が肩を超えるほど長い場合は、髪どめでくくること。
- ・髪どめのゴムは黒・紺・茶とする。
- ・アイプチ、眉毛を細くする、化粧なども禁止とする。

6 持ち物等について

カバン

- ・安全で機能的なもの（肩に負担のかからないもの・自転車で安全なもの・チャックなどで口の閉まるもの・教科書が入るもの）とする。
 - ⇒キーホルダー等を付けることは禁止していないが、1、2個程度までとする。

その他

- スマートフォン、ゲーム、マンガなど、学校生活に不必要なものは持ってこない。
 - ⇒持っているのを発見した場合には学校で預かり、保護者と共に取りに来る。
 - ⇒間違えて持ってきてしまった場合は、教師に申し出ること。下校前まで学校で預かり、保護者に連絡の上、本人に返却する。

校外生活について

以下の規則は、あなたたちの身を守るために法令・条例や三泗地区の申し合わせ事項で定められているものです。

外出の際は「いつ」「どこへ」「誰と」「何時に帰るか」を保護者に必ず伝えること

1 飲食店・映画・ボーリング場・催し物の入場

責任者が同伴することが望ましい。昼間であれば、保護者の許可を得ればよい。ただし、夜間または夜間に及ぶ時は責任者が同伴すること。（夜間とは、日没後をさす）

2 ゲームセンター(大型店舗に併設のゲームコーナーを含む)の入場

責任者が同伴することが望ましい。午後6時から午後10時までは保護者同伴でなければ入場できない。

3 カラオケボックス・マンガ喫茶・インターネットカフェ等の入場

責任者が同伴すること。

4 夜間外出・深夜徘徊

深夜(午後10時から翌日の5時まで)の外出は、三重県青少年健全育成条例により制限が設けられている。

5 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

- ・個人情報(顔写真・名前・住所・生年月日・学校名・電話番号・アドレスなど)を公開しない。
- ・他人を誹謗(悪口を言う)したり、中傷(相手を傷つける)したりするような発信をしない。
- ・著作権や肖像権に注意する。無責任な発言はしない。マナーやエチケットを守る。

6 水泳

危険な区域の河川及び海岸や池での遊泳はしない。公営プールを利用する際は、施設のルールに従って行動すること。

7 その他

火遊び、並びに爆発性花火の使用を禁止する。

ゲームソフト、カード等を売る場合は保護者が同伴すること。

魚釣りは保護者の許可を得ること。ただし、夜間または早朝の場合は責任者が同伴すること。

禁止の立て札(表示)のある所では、絶対しない。

凧揚げは、危険のない場所で行うこと。

ゴルフ等の危険を伴う競技の練習は、指定された場所で責任者が同伴すること。

次の行為は、すべて法令等で禁止されている。

薬物乱用(県条例ほか)、喫煙・飲酒(未成年者喫煙禁止法ほか)。オートバイや自動車の運転(道路交通法)、自転車の二人乗り・無灯火運転・傘さし運転・音楽を聴きながらの運転、また自転車が道路の路側帯を走る場合、車道と同じ左側通行に統一された。(道路交通法)

深夜徘徊、有害玩具(規則で定める機能を有するエアガンや刃物類)の使用(県条例)

ここに挙げる「責任者」とは、保護者または20歳以上で保護者の認めた人をいう。

生徒心得

- ① あいさつや、場に応じた言葉遣いなど、お互いに礼儀正しく接する。
- ② 登校は、登校時刻の5分前までに行い、自分の席につく。
- ③ 休憩時は、トイレや教室移動の時間として、次の授業の準備をする。
- ④ 授業開始のチャイムが鳴ったときには、準備・移動を終えて着席できている。→2分前着席
- ⑤ 昼食は、原則として自分の席で食べて終了のチャイムまでは席を離れない。
- ⑥ 昼休みは、グラウンドでの運動（体育館は不可）、係の仕事、読書等に有効に使う。
- ⑦ 清掃時間は、時間いっぱい積極的に清掃活動を行う。時間まで担当場所を離れない。
- ⑧ 帰り学活終了後は速やかに教室棟から移動し、部活動に参加する。
- ⑨ 廊下・教室の窓等の戸締まりは、各学級で責任を持って行う。
- ⑩ 放課後の教室の利用は、必ず担当教員の許可を得る。戸締まりは、使用した生徒で責任を持って行き、担当教員に確認をお願いする。
- ⑪ 所持品は、名前を書いたり、決められた場所に整頓して置いたりして自己管理する。
- ⑫ 公衆電話は急を要する場合のみに使用する。（先生の許可を得ること）
- ⑬ 保健室は、けが、体調不良の場合に利用する。（1時間保健室で休養しても治らなければ、家庭に連絡し帰宅する）

部活動について

① 原則として全員入部制

- ・ 学校の部活動以外で社会体育・文化活動等を希望するものは、「社会体育・文化活動届」を提出して、部活動に加入しなくてよい。
- ・ 社会体育・文化活動等は、週3～4日程度活動することを原則とする。
- ・ 社会体育・文化活動等を中止した場合は、部活動に加入する。

② 原則として3年間同じ部活動に所属する。

③ 30年度の部活動（予定）

<運動部>	男子	テニス 卓球
	女子	ソフトテニス バレーボール
	男女	野球 サッカー バasketボール 剣道 陸上
<文化部>	男女	吹奏楽 美術 家庭

④ 活動時間

(1) 平日

期 間	終了時間	完全下校時間
4月～8月	17:45	18:00
9月	17:30	17:45
10月～新人戦	17:15	17:30
新人戦～1月末	16:30	16:45
2月	17:00	17:15
3月	17:30	17:45

※ 状況によって早く終了する場合がある

(2) 休日や祭日、長期休業日など

顧問在校の場合のみ、活動することができる。

⑤ 服装等

- ・ 部活動の服装は、学校の制服か体操服とする。ただし、部活動で定めた服装がある場合は認める。ワンポイントのTシャツは可とする。
- ・ 個人で使う道具や用具、および練習試合や協会の試合の旅費等は、個人負担とする。

7. 生徒会について

生徒会は、全校生徒を会員として民主的に運営され、生徒自身の手によって学校生活をより良く充実したものとすることを目的としています。主な会則は次の通りです。

- ① 生徒議会は、生徒の総意に基づく議決機関として、毎月1回開かれています。
- ② 生徒会本部役員は、会長1名、副会長2名、執行委員4名で、任期は10月からの1年間です。
- ③ 代議員は、各学級男女各1名で、委員長と副委員長が代行して各学級の意見を議会に持ち寄ります。
- ④ 専門委員会は、毎月1回の定例会を設け、以下の例のような定例活動・特別活動を行います。また、委員長は議会にも出席します。
- ⑤ 専門委員は、各学級から選出され以下の委員会に出席します。広報委員は各学級1名、他の委員会は各学級男女各1名です。
 - ・福祉委員会（ベルマーク・テレカ集め、募金活動等、生徒の福祉意識の向上をめざして活動をすすめる）
 - ・図書委員会（図書室の利用をすすめ、学級図書の管理や本の紹介など生徒の読書習慣の育成をめざして活動する）
 - ・体育委員会（体育の授業のリーダー役とともに体育祭・球技大会等の行事の準備・運営をする）
 - ・広報委員会（朝と昼の放送、体育祭のアナウンス等、掲示物の管理も行う）
 - ・美化委員会（校内美化の推進をめざし用具点検・美化コンクール等を行う。また、花の植え付け・水やり等の緑化活動も行う）
 - ・生活委員会（あいさつ運動、ベル席・戸締まり点検等、活気にあふれ規律ある学校生活をめざして活動する）
 - ・保健委員会（健康調査、牛乳パック点検等、生徒の健康的な生活習慣の育成をめざして活動・呼びかけを行う）
 - ・安全委員会（交通安全指導、自転車点検等、生徒の安全意識を高めるための活動・呼びかけを行う）

〈生徒会執行部の主な取り組み〉

対面式 中体連夏季大会・新人大会・三泗駅伝壮行会 体育祭 文化祭
和ウジョン Harmony（朝鮮初中級学校との交流会）
福祉ふれあい広場（地区の障がい者の方との交流会）
3年生に贈る会 離任式

通学について

(1) 通学路は以下の通りとする。

交通量が多い下図の2本の道路については、横断する交差点を下記A B C Dのみに限定します。他での横断は禁止します。(徒歩通学・自転車通学共通)

- ① 国道1号線は、学校前交差点(左図のA)とカナリヤさん前(左図のB)交差点の2ヶ所で横断すること。
- ② 十四川と交差する広い市道は、信号交差点(右図のC:十四川交差点, 右図のD:シャトレーゼ前交差点)で横断すること。



(2) 通学は、原則として徒歩通学とする。

(3) 自転車通学について

下記の区域については、許可願いを提出し、許可を得て自転車通学することができる。

- 許可区域・・・北いかるが町, 四五六町, 丸の内3区, 西富田町
- 自転車通学の規定

※雨天の場合は、雨ガッパを使用する(雨ガッパの指定はありません)。傘差し運転禁止。

※指定のヘルメットを着用する。その際、あごひもをしっかりとしばって着用すること。

- 通学に使用する自転車の規定

- ① 変速は6段以内とする。
- ② ドロップハンドルは禁止とする。
- ③ 前照灯やテールランプ以外の付属品(飾り物)はつけない。
- ④ 荷台が必ずついているもの。
- ⑤ ベル, ブザーがついているもの。
- ⑥ カギがきちんとかけられるもの。
- ⑦ 許可シールを自転車後部につけること(許可シールは入学後に配布します。)
- ⑧ 下記の点検項目に適合していること。

- 点検項目（毎月、定期的に安全委員会で自転車点検を行います。）
 - ① 車体（フレーム）に変形はないか。
 - ② ハンドルやサドルの高さは適当か。（乗った時に、きちんと両足が地面につく高さ）
 - ③ ブレーキは、前輪・後輪ともよくきくか。
 - ④ ベル・ブザーはよく鳴るか。
 - ⑤ ライトはつくか。
 - ⑥ 後部に反射器がついているか。
 - ⑦ 後部にラベル（許可シール）がついているか。
 - ⑧ 荷台はあるか。（荷台を変形させていないか）
 - ⑨ ヘルメットのひもはきちんと締められるか。
 - ⑩ タイヤはすり減っていないか。
 - ⑪ カギはきちんとついているか。

- 自転車通学許可の取り消し（次の場合、自転車通学を一時または無期限に取り消す場合がある。）
 - ① 上記の自転車点検において、不備を直そうとしない場合。
 - ② ヘルメットをきちんと着用しない場合。
 - ③ 危険な乗り方をする場合。（二人乗りや傘差し運転 等）

(4) 長期休業中の自転車通学について

許可願いを提出し許可を得れば、長期休業中(夏休み・冬休み・春休み)に限り、自転車通学を認めます。(入学後に案内をします。)

○ 許可区域・・・北いかるが町，四五六町，丸の内3区，西富田町以外の生徒

※ “自転車通学の規定” “通学に使用する自転車の規定” “点検項目” “自転車通学許可の取り消し” については、(3)自転車通学と同じとする。

※ ヘルメットについては、タイプを問わず自転車用のものに富田中学校のシールを貼れば、使用を許可します。(販売もします)

(5) 個人賠償責任補償のある保険への加入のお願い

自転車通学においては、時には加害者としてご家庭に賠償責任が問われる事もあります。そのようなときのために個人賠償責任補償のある保険にご加入される事をお勧めします。

例えば、「三重県PTA子ども総合保障制度」（年度当初に案内を配付します。）、「TSマーク制度」（日本交通管理技術協会に登録された自転車安全整備店で点検または整備を行うと、賠償責任・傷害保険付のTSマークを貼付される。）があります。

警報等の発令・解除された場合の登下校について

(平成29年 9月 改訂版)

警報等が発令・解除された場合、下記のとおりに対応いたします。

暴風警報、大雪警報、東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）、特別警報の発令及び 震度5強以上の地震発生に伴う登下校・対応について

発表された場合		解除された場合	
時刻	対応	時刻	対応
○小中学校 <u>7:00</u> (登校前)まで	自宅待機。(注1)	○小中学校 <u>7:00</u> まで	通常通り登校。(注2) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">大雪警報 積雪の状況を判断 し必要な措置をとる。 (注2※)</div>
	【特別警報・大津波警報・震度6弱以上の地震発生の場合】 臨時休校 自分の身の安全確保 及び 市災害対策本部等、公的機関の指示に従う。		
登校後	学校は状況を判断し、必要な措置をとる。(注3)	<u>7:00</u> を <u>経過</u>	臨時休校

(注1) 自宅待機の際の留意点について

保護者が家庭にいない生徒については、平素から最寄りの知人に保護をお願いしておいてください。

(注2) 登校の際の留意点について

解除後も災害が著しい等、通学路の安全が確保できず登校に危険が予想される場合は、臨時休校、登校時間を遅らせるなどの措置をとります。その際は「すぐメール」・「富田中学校ホームページ」を使って情報を発信します。

※ 大雪警報発表時の対応暴風警報等と異なり、大雪の場合は大雪警報が解除された後も積雪の状況により登校に危険が予想される場合は、臨時休校、登校時間を遅らせる措置をとります。その際は「すぐメール」・「富田中学校ホームページ」を使って情報を発信します。

* 四日市市を含む三重県北部において、大雪警報は12時間の予想降雪量が20センチメートルに達するときなどに発表されます。

(注3) 授業中に次の警報・注意報・警戒宣言・特別警報が発令された場合は、以下のような措置をとります。

① 暴風警報・大雪警報が発令された場合

下校に際しての安全が確認できた場合は帰宅させます。ただし、安全確認ができていない場合は、学校に待機させるなどの措置をとります。

② 特別警報・東海地震注意情報または予知情報(警戒宣言)の発令 及び震度6弱以上の地震発生の場合

保護者または保護者代理の方の出迎えがあるまで学校に残留させます。安全確認のうえ、学校まで迎えにきてください。

③ 大津波・津波警報が発令された場合

学校の3階と屋上に避難・残留させます(場合によっては、大矢知方面・あおい幼稚園方面へ逃げることもあります)。保護者または保護者代理の方の出迎えがあるまで帰宅させません。ただし、津波警報発令中で、本校が浸水区域になっている場合は、引き渡しはせず、保護者も一緒に避難をしていただきます。

④ 発令された大津波・津波警報が注意報に変更された場合

下校に際しての安全が確認できた場合は帰宅させます。帰宅することで危険性が増す場合や帰宅しても保護者がいない場合等は保護者または保護者代理の方の出迎えがあるまで学校に待機させます。

⑤ 大雨洪水警報が発令された場合

通常通り授業を行います。ただし状況が悪化することが予想される場合は放課となり、下校の安全を確認して帰宅させます。ただし、安全確認ができていない場合は、学校に待機させるなどの措置をとります。

※ 保護者代理の方をお願いする場合は、確認を取らせていただきます。

※ 警報発令や学級閉鎖に伴う臨時休校の場合、デリバリー給食は、キャンセルができませんので、ご理解願います。

※ 周辺道路の混雑が予想されますので原則としてお車での迎えはご遠慮ください。

※ 警報・注意報の発令や解除に対する対応は、「すぐメール」・「富田中学校ホームページ」を使って情報を発信していきます(場合によっては、発信できないこともあります)。

欠席・出席停止・忌引きについて

- ① 病気欠席 病気・けがによる欠席（事故による入院を含む）
事故欠席 病気欠席以外の欠席で出席停止に当たらない欠席
- 1) 学校教育活動に位置づけていないスポーツ・文化活動への参加（中体連の主催大会は出席になります。）
 - 2) 家族旅行や家族の都合により欠席する場合
 - 3) その他
- ② 出席停止 出席にも欠席にもなりません。
- 1) 学校保健安全法に定められた感染症に感染した場合
 - 2) 集団風邪等での学級閉鎖
 - 3) 性行不良等で教育委員会より命じられた場合
- 臨時休業 授業日にならず、授業日数に含めません。
- 1) 非常変災（台風、水害、地震等）による休校
 - 2) 集団風邪等による学校閉鎖、学年閉鎖
- ③ 忌引き 親族、姻族の逝去により登校を要しない場合
- 1) 父または母 7日
 - 2) 祖父母、兄弟姉妹 3日
 - 3) 伯叔父母 1日
 - 4) 曾祖父母等妥当と判断される場合 1日

学割証について

保護者随伴の旅行や、教育活動等の旅行の際に、旅客鉄道株式会社（JR各社）や近畿日本鉄道等の営業キロで片道100キロメートルを超える区間を乗車する場合に、運賃が割引になる制度です。割引率は2割で、乗車券のみに適応されます。（特急券等は対象外です。）

発行を希望する際は、担任に申し出てください。所定の用紙（学割申請書）をお渡ししますので、記入の上担任まで提出してください。急な申請の場合、事務処理ができないことがありますので、早めに申請してください。

物品の取り扱い先について

- 制服 —— 男子：標準の学生服 女子：指定のセーラー服
 - まるきち (富田3丁目4-15 TEL365-0202)
 - 斎木洋服店 (堀木2丁目5-13 TEL353-5411)
 - イオン外商部 (日永カヨーショッピングセンター内 TEL347-6181)

- 体操服 —— 指定の体操服 (夏・冬用)
 - 体育館シューズ —— 指定
 - 上履きスリッパ —— 指定
 - マルヨスポーツ (富田1丁目23-16 TEL365-0836
携帯090-3157-2880)

- ウインドブレーカー —— 指定
 - まるきち (富田3丁目4-15 TEL365-0202)

- 自転車通学用ヘルメット —— 指定
 - クリオカ (赤堀2-14-6 TEL352-2678)
※ 学校を通じて購入できます。